

○総務省令第二百二十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 搜索救助用位置指示送信装置の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第八号に定める方法により行うものとする。

第八十一条の七第二項及び第三項中「搜索救助用レーダートランスポンダの通報」の下に「、搜索救助用位置指示送信装置の通報」を加える。

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。